

防府市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する要綱

平成8年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市教育委員会規則で定める様式のうち、教育委員会
が収受する文書に係るものであって、敬称を「殿」と定めているものにおける
敬称の取扱いの特例を定めるものとする。

(敬称の取扱いの特例)

第2条 教育委員会が収受する文書にあって、書式中「防府市教育委員会 殿」
とあるのは「(宛先) 防府市教育委員会」と読み替えて適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年3月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際防府市教育委員会規則の規定により作成されている印刷物で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際防府市教育委員会規則の規定により作成されている印刷物で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。